

建設技能者の能力判定制度

今年度からスタートした建設技労働者の能力判定制度(レベル判定制度)は、技能者一人ひとりの経験と技能を正しく評価する制度です。

レベルは1～4まであり、職種ごとに各レベルの基準が定められています。

レベル1はホワイト(初級技能者)、レベル2はブルー(中堅技能者)、レベル3はシルバー(職長)、レベル4はゴールド(高度なマネジメント能力を有する者)色のカードが発行されます。

35 職種のうち、当協会が係る「機械土工」と「土工」の判定基準等について改めて紹介することといたしました。国土交通省においては、通常、建設キャリアアップカードのレベルアップに際して必要となる手数料 4000 円を1月末まで(先着 5000 名)特別講習修了者には能力判定手数料を無料とする施策(機械土工 12 月号にて既報)を実施しているところです。

機関誌「機械土工」では、同制度の普及・啓蒙活動の一環として今後も手続きの手順等についてご紹介してまいります。

建設技能者の経験と技能を正しく評価する新たな制度。

建設キャリアアップシステムが建設現場で広がりを見せる中、平成31年4月、「建設技能者の能力評価制度」がスタートしました。建設技能者のレベルは4段階。建設現場で培った“力”を見える化しましょう。

建設キャリアアップシステムとは
技能者一人ひとりの資格や現場の就業履歴などを業界横断的に登録・蓄積する仕組みです。技能者と事業者の双方にメリットがあります。

経験や資格に応じてレベルアップ!
技能者の経験や知識・技能、マネジメント能力に応じてレベル1から4のカードを発行。能力が上がるとレベルも上がり、カードの色が変わります。

※今年度、専門工事関係職種等によって職種ごとに能力評価基準が異なると見込まれ、その中でレベルアップに必要な経験や技能要件が規定されます。



技能者のメリット			建設キャリアアップカードのさまざまなメリット			事業者のメリット
モチベーションUP!	アピール力UP!	やりがいいUP!	わかりやすい!	かんたん!	くんぐん!	
経験や技能に応じた処遇	取引先や顧客に技能PR	キャリアパスの「見える化」	社会保険加入状況の確認	書類作成の簡素化	生産性の向上	
経験や技能が客観的に示され、処遇改善につながります。	カードの色で自分自身の技能レベルを正しく表示できます。	キャリアアップに必要な経験や技能が明確になるので、目標を立てやすくやりがいいにつながります。	建設技能者一人ひとりの社会保険の加入状況が確認しやすくなります。	施工体制台帳や作業員名簿の作成の手間やミスを減らせます。	能力の高い建設技能者が現場で活躍します。	



能力評価基準【機械土工】

呼 称		機械土工技能者
能力評価実施団体		(一社) 日本機械土工協会
認定日		令和元年10月8日
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録機械土工基幹技能者 ●1級建設機械施工技士 ●1級土木施工管理技士 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転業務従事者安全衛生教育 ●ローラー運転業務従事者安全衛生教育 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰(建設ジュニアマスター)
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	2年(430日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習 ●ローラーの運転の業務に係る特別教育
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。



能力評価基準【土工】

呼 称		土工
能力評価実施団体		(一社) 日本機械土工協会
認定日		令和2年3月31日
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録土工基幹技能者講習 ●1級土木施工管理技士 ◇レベル2、3の基準に示す保有資格 ●1級建設機械施工技士 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰建設マスター【必須】
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●下記資格のうち1つ以上 <ul style="list-style-type: none"> ▽青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ▽2級建設機械施工技士 ▽産業訓練指導員 ▽発掘技士 ▽甲種火災補助保安責任者 ▽乙種火災補助保安責任者 ▽職1の役割および土止支保作業主任者技能講習 ◇職長、安全衛生責任者教育【必須】 ◇レベル2の基準に示す保有資格【必須】
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	2年(430日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ◇下記資格のうち2つ以上【必須】 <ul style="list-style-type: none"> ▽小型車両系建設機械(整地運搬積込機・掘削機・基礎工事機・解体用機械)の運転(総重量3t未満)特別教育又は準拠建設機械(整地・運搬・積込み用および掘削用)運転技能講習 ▽基礎工事用機械の運転(対直立式)特別教育 ▽基礎工事用機械の作業装置の操作(直立式)特別教育 ▽不整地運搬車の運転(総重量1t未満)特別教育 ▽掘削機・自由掘削機・自由掘削機等の運転特別教育 ▽クレーンの運転(つり上げ荷重5t未満およびつり上げ荷重5t以上の訓練モデル)特別教育 ▽ロープ降所作業特別教育 ▽土押け技能講習 ▽建設用機械(ローラー)の運転特別教育 ▽コンクリート打設用機械の作業装置の操作特別教育 ▽低圧電気取扱業務特別教育 ▽足場の組立て等作業従事者特別教育 ▽高所作業車運転技能講習 ▽フォークリフト運転技能講習 ▽小型移動式クレーン運転技能講習 ▽ガス溶接技能講習 ▽立木伐木(胸高直径70cm以上、胸高直径20cm以上重心幅・つりきり・かかり木)特別教育
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ◇印の保有資格は、必須。●印の保有資格は、いずれかの保有で可。